

有価証券の空売りに関する内閣府令(平成四年大蔵省令第五十号)

改正後

改正前

(空売りを行う場合の明示及び確認義務の適用除外)  
 第一条 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「  
 令」という。)第二十六条の三第五項に規定する内閣府令で定める  
 取引は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 発行日取引(証券取引法第六十一条の二に規定する取引及び  
 その保証金に関する内閣府令(昭和二十八年大蔵省令第七十五号  
 。以下「保証金に関する内閣府令」という。)第一条第二項に規  
 定する発行日取引をいう。以下同じ。)

(削る)

(削る)

三 次に掲げる有価証券につき空売り(令第二十六条の三第一項  
 に規定する空売りをいう。以下同じ。)を行う取引

イ (略)

ロ 法第二条第一項第四号に掲げる有価証券(新株予約権付社債  
 券及び第八号ホに規定する交換社債券を除く。)

ハ (略)

四七 (略)

八 次に掲げる有価証券に付与された株券を取得する権利を行使し  
 ており、当該権利行使の結果取得することとなる株券の数量の範  
 囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ 新株予約権付社債券

ロ 新株予約権証券

ハ 新株引受権証券

(空売りを行う場合の明示及び確認義務の適用除外)  
 第一条 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「  
 令」という。)第二十六条の三第五項に規定する内閣府令で定める  
 取引は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 削除

三 証券取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に  
 関する内閣府令(昭和二十八年大蔵省令第七十五号。以下「保証  
 金に関する内閣府令」という。)第一条第二項に規定する発行日  
 取引

四 削除

五 次に掲げる有価証券につき空売り(令第二十六条の三第一項  
 に規定する空売りをいう。以下同じ。)を行う取引

イ (略)

ロ 法第二条第一項第四号に掲げる有価証券(新株予約権付社債  
 券を除く。)

ハ (略)

六九 (略)

(新設)

二 株券の預託を受けた者が当該株券の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で当該預託を受けた株券に係る権利を表示するもの

ホ 証券取引所に上場されている社債券（新株予約権付社債券を除く。）又は店頭売買有価証券に該当する社債券（新株予約権付社債券を除く。）であつて、当該社債券の発行会社以外の会社が発行した株券により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し、当該株券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。以下「交換社債券」という。）

ヘ 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百二十二条の三に規定する転換予約権付株式に係る株券（次条第七号において「転換予約権付株券」という。）

九 社債券（外国法人の発行する証券又は証書で社債券の性質を有するものを含み、新株予約権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で新株予約権付社債券の性質を有するものを含む。）を除く。）であつて、当該社債券の発行会社以外の会社が発行した株券（次条第八号において「対象株券」という。）により償還することができる旨の特約が付されているもの（次条第八号において「他社株券償還特約付社債券」という。）について、当該社債券が当該株券により償還されることが決定した場合に、償還を受けられることとなる当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

十 有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券（法第二十一条第五号の二に掲げる優先出資証券をいう。以下この号において同じ。）に係る優先出資の分割、第十四号に規定する受益証券に係る受益権の分割及び投資証券（法第二十一条第七号の二に掲げる投資証券をいう。以下この号及び第十五号において同じ。）に係る投資口の分割（以下この号において「株式分割等」という。）（合併又は会社分割を行う場合において、当該株式分割等、合併又は会社分割により割り当てられた株式、優先出資、第十四号に規定する受益証券に係る受益権及び投資証券に係る投資

（新設）

十 新株予約権付社債券、新株予約権証券若しくは新株引受権証書又は株券の預託を受けた者が当該株券の発行された国以外の国において発行する証券若しくは証書で当該預託を受けた株券に係る権利を表示するものに係る予約権又は引受権を行使しており、当該権利行使の結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

ロ(以下この号において「株式等」という。)の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十一 有価証券の募集又は売出しに応じており、当該募集又は売出しの結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十二 発行日取引により買付けを行った有価証券の受渡前において、当該有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十三 令第二十六条の二の規定に該当する空売りを行う取引であつて、次に掲げる理由によるもの  
イ 株券の名義書換

ロ 株券に記載された株式の数が証券取引所の定める売買単位の株式の数である株券への交換

ハ 毀損若しくは汚損又は商号変更に伴う新たな株券への交換

十四 (略)

十五 証券取引所の会員等が当該証券取引所に上場されている受益証券又は投資証券につき自己の計算による空売りをを行う取引のうち、次に掲げるもの  
イ 円滑な流通の確保のために売付けの注文と買付けの注文を継続的に行う場合の当該売付けの注文に基づく取引

ロ 買付けの注文に応じて売り付ける取引

第二十条 令第二十六条の三第六項で準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

- 一 発行日取引  
(削る)
- 二 次に掲げる有価証券につき空売りをを行う取引  
イ (略)
- ロ 法第二十一条第四号に掲げる有価証券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)
- ハ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

十一 (略)  
(新設)

第二十条 令第二十六条の三第六項で準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

- 一 削除
- 二 保証金に関する府令第一条第二項に規定する発行日取引
- 三 次に掲げる有価証券につき空売りをを行う取引  
イ (略)
- ロ 法第二十一条第四号に掲げる有価証券(新株予約権付社債券を除く。)
- ハ (略)

四 削除

三 店頭売買有価証券市場において特定の銘柄の店頭売買有価証券につき恒常的に売付け及び買付けの気配を出す義務を負う協会員（以下「マーケットメイカー」という。）が、当該店頭売買有価証券市場において当該売付けに係る気配に基づき自己の計算による空売りを行う取引

四・五（略）  
（削る）

六 店頭売買有価証券市場を開設する証券業協会の規則の定めるところによる当該店頭売買有価証券市場の取引のためのシステムを通じた店頭売買有価証券の売買が行われていない時間帯における店頭売買有価証券の空売りを行う取引

七 次に掲げる有価証券に付与された株券を取得する権利を行使しており、当該権利行使の結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ 新株予約権付社債券

ロ 新株予約権証券

ハ 新株引受権証書

ニ 株券の預託を受けた者が当該株券の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で当該預託を受けた株券に係る権利を表示するもの

ホ 交換社債券

ヘ 転換予約権付株券

八 他社株券償還特約付社債券について、当該社債券が対象株券に より償還されることが決定した場合に、償還を受けることとなる当該対象株券の数量の範囲内で当該対象株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

九 株券の発行者が株式分割、合併又は会社分割を行う場合におい

五 店頭売買有価証券市場において特定の銘柄の店頭売買有価証券につき恒常的に売付け及び買付けの気配を出す義務を負う協会員が、当該店頭売買有価証券市場において当該売付けに係る気配に基づき自己の計算による空売りを行う取引

六・七（略）

八 新株予約権付社債券、新株予約権証券若しくは新株引受権証書又は株券の預託を受けた者が当該株券の発行された国以外の国において発行する証券若しくは証書で当該預託を受けた株券に係る権利を表示するものに係る予約権又は引受権を行使しており、当該権利行使の結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

て、当該株式分割、合併又は会社分割により割り当てられた株式の数量の範囲内で当該株式と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

十 有価証券の募集又は売出しに応じており、当該募集又は売出しの結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十一 発行日取引により買付けられた有価証券の受渡前において、当該有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十二 令第二十六条の二の規定に該当する空売りをを行う取引であつて、次に掲げる理由によるもの

イ 株券の名義書換

ロ 株券に記載された株式の数が証券業協会の定める売買単位の株式の数である株券への交換

ハ 毀損若しくは汚損又は商号変更に伴う新たな株券への交換

十三 マーケットメイカーが、店頭売買有価証券市場において特定の銘柄の店頭売買有価証券につき恒常的に売付け及び買付けの気配を出すために当該店頭売買有価証券市場における当該店頭売買有価証券の自己の計算による空売りをを行う取引（当該特定の銘柄の店頭売買有価証券につき最も有利な買付けの気配を出している他のマーケットメイカーに対して空売りをを行う場合に限る。）

（空売りをを行う場合の価格制限の適用除外）

第三条 令第二十六条の四第四項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 (略)

(削る)

(削る)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

（空売りをを行う場合の価格制限の適用除外）

第三条 令第二十六条の四第四項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 (略)

一の二 保証金に関する府令第一条第一項に規定する信用取引

一の三 証券取引所の会員等が自己の計算による空売りをを行う取引のうち、証券金融会社（法第二条第二十五項に規定する証券金融会社をいう。次条において同じ。）から当該証券取引所の決済機構を利用して借入れられた有価証券をもって決済する取引

二 法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家（これに類する外国法人を含む。）に該当しない者が行う保証金に関する内閣府令第一条第一項に規定する信用取引（売付けの数量が証券取引所の定める売買単位の五十倍以内である場合に限る。）

（新設）

三 証券取引所の会員等が次に掲げる価格で顧客と取引所有価証券市場外又は証券取引所の業務規程に定める売買立会（午前立会又は午後立会のみ）の売買立会を含む。以下この号において同じ。）  
（一） 借入れしている場合及び令第二十六条の二の規定に該当する場合を除く。）株券の買付けを行うことを約している場合に、当該買付けの数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券を当該会員等が自己の計算により空売りを行う取引（あらかじめ設定されたプログラムに従い売付けの注文が行われることとなっており、かつ、特別の勘定で管理されている場合に限る。）

（新設）

イ 当該買付けを行う日の当該取引所有価証券市場における当該株券と同一の銘柄の株券の売買立会における総売買代金を総売買高で除して得た価格（ロにおいて「出来高加重平均価格」という。）

ロ 出来高加重平均価格を目標として、当該会員等が当該株券と同一の銘柄の株券を当該取引所有価証券市場において分割して売付けを行った当該株券と同一の銘柄の株券の総売付代金を総売付高で除して得た価格

#### 四

次に掲げる有価証券の売買価格と当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券の売買価格の関係を利用して行う取引であつて、当該有価証券の買付けを新規に行うとともに、当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

（新設）

イ 新株予約権付社債券  
ロ 新株予約権証券  
ハ 新株引受権証券  
ニ 株券の預託を受けた者が当該株券の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で当該預託を受けた株券に係る権

利を表示するもの

ホ 交換社債券

五 次に掲げる有価証券の買付け（当該有価証券の発行者により当該有価証券を取得する権利を付与された場合を含む。）の残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ 新株予約権付社債券

ロ 新株予約権証券

ハ 新株引受権証券

ニ 株券の預託を受けた者が当該株券の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で当該預託を受けた株券に係る権利を表示するもの

ホ 交換社債券

六 九（略）

十 受益証券の約定価額の水準と当該受益証券と同一の株価指数に基づき運用することとされた他の受益証券の約定価額の水準の関係を利用して行う取引であつて、当該受益証券の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で当該他の受益証券の売付けを行う取引

十一 五（略）

十六 合併、株式交換又は株式移転（以下この号及び次条第六号において「合併等」という。）を決定した会社の発行した株券（以下この号及び次条第六号において「合併等会社株券」という。）の約定価額の水準と当該会社と合併等する会社の発行する株券（以下この号及び次条第六号において「被合併等会社株券」という。）の合併等の比率に基づく約定価額の水準の関係を利用して行う取引であつて、合併等会社株券の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で被合併等会社株券の売付けを行う取引（合併等の期日及び合併等の比率が決定されており、その事実が公表されている場合に限る。）

（新設）

二 五  
（新設）  
（略）

六 十  
（新設）  
（略）

十七・十八 (略)

第四条 令第二十六条の四第五項で準用する同条第四項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- (削る)
- (削る)

二 法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家(これに類する外国法人を含む。)に該当しない者が行う保証金に関する内閣府令第一条第一項に規定する信用取引(売付けの数量が証券業協会の定める売買単位の五十倍以内である場合に限る。)

三 マーケットメイカーが顧客から店頭売買有価証券の売付けの注文を受けている場合において、当該売付けを当該マーケットメイカーの出している買付けの気配よりも有利な価格で成立させることを目的に、当該店頭売買有価証券の売付けの注文の数量の範囲内で当該店頭売買有価証券と同一の銘柄の店頭売買有価証券を当該マーケットメイカーが自己の計算により空売りを行う取引(当該店頭売買有価証券と同一の銘柄の店頭売買有価証券につき最も有利な買付けの気配を出している他のマーケットメイカーに対して空売りを行う場合に限る。)

四 次に掲げる有価証券の売買価格と当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券の売買価格の関係を利用して行う取引であつて、当該有価証券の買付けを新規に行つとともに、当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

- イ 新株予約権付社債券
- ロ 新株予約権証券
- ハ 新株引受権証券
- ニ 株券の預託を受けた者が当該株券の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で当該預託を受けた株券に係る権

十一・十二 (略)

第四条 令第二十六条の四第五項で準用する同条第四項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 保証金に関する府令第一条第一項に規定する信用取引
- 三 証券業協会の協会員が自己の計算による空売りを行う取引のうち、証券金融会社から当該証券業協会の決済機構を利用して借り入れた店頭売買有価証券をもつて決済する取引

(新設)

(新設)

<p>利を表示するもの</p> <p>ホ 交換社債券</p> <p>五 次に掲げる有価証券の買付け（当該有価証券の発行者により当該有価証券を取得する権利を付与された場合を含む。）の残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引</p> <p>イ 新株予約権付社債券</p> <p>ロ 新株予約権券証券</p> <p>ハ 新株引受権証書</p> <p>ニ 株券の預託を受けた者が当該株券の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で当該預託を受けた株券に係る権利を表示するもの</p> <p>ホ 交換社債券</p> <p>六 合併等会社株券の約定価額の水準と被合併等会社株券の合併等の比率に基づく約定価額の水準の関係を利用して行う取引であつて、合併等会社株券の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で被合併等会社株券の売付けを行う取引（合併等の期日及び合併等の比率が決定されており、その事実が公表されている場合に限る。）</p> <p>七・八 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>二・三 （略）</p>
---	--